

請 願 ・ 陳 情 資 料

平成29年6月12日

警 察 本 部

陳情（新規分）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
陳情 29年－13 (29.5.16)	警 察	開かれた鳥取県警実現のため、 県警に対する県民の声のネット公開を求めることについて 鳥取県倉吉市 個人	【現状】 県警察の民主的運営を保障するため、住民を代表する合議制の機関として、県公安委員会が置かれている。 県公安委員会では、定例会議において警察の取組等について警察本部長等から報告を受けるほか、警察署協議会への参加、警察活動の現場視察、監察の指示等を通じ、治安情勢や警察活動の運営状況の把握に努めるなどして、県警察に対する指導、管理を行っている。 警察目的達成のためには、警察活動への県民の理解と協力が必要不可欠であることから、警察に対する県民の意見・要望等を把握するため広聴制度を設けるとともに、これらの意見等に誠実に対応するため、警察安全相談業務の充実に努めている。 また、警察署には、警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに警察署長に対して意見を述べる機関として警察署協議会を置き、意見等を警察活動に反映させているところである。 さらに、県公安委員会、県警察では、警察職員の職務執行に対する苦情について、適正な受理・処理を行うため、苦情申出制度を設け誠実に対応するとともに、個々の苦情を踏まえた業務改善を行い、組織的な業務改革を推進している。 これらの施策は、全国警察が斉一して行っている警察独自の施策である。 県警察では、これらの状況を適宜、県公安委員会に報告し、警察署協議会の内容も含め、県警察のホームページに掲載し公開するなど、県民に開かれた警察活動を行っている。 【取組状況】 県民からの意見、要望、苦情については、県警察ホームページに専用の窓口を設けているほか、警察本部、警察署などで電話、面接等により広く受け付けている。 県警察では、県民の理解と協力を得ながら警察活動を推進することが重要と認識しており、運営指針として「県民の期待にこたえる警察」を掲げ、意見・要望等に真摯かつ適正に対応しているところである。 なお、治安維持、安全・安心確保のために特に必要とされる情報は、県警察ホームページや広報紙、マスメディアなどを通じ積極的に県民に提供している。